

平成31年3月22日

お取引先様 各位

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

機構名称変更に伴う契約関係書類の取扱いについて

日頃より当機構の業務につきまして、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当機構は、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称が変更となります。通称は「郵政管理・支援機構」です。

このため、お取引先様にご提示している契約書・仕様書等に記載した名称が「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」の表記となっている書類につきましては、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」にお読み替えいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、名称変更に伴う必要なお手続きやご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

総務部会計課 吉田、山木

[TEL:03-5472-7103](tel:03-5472-7103)